

(案)

資料1

環審第1号  
令和4年7月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県環境審議会  
会長 佐治木 弘尚

第9次水質総量削減に係る総量削減計画の策定  
及び総量規制基準の設定について (答申)

令和4年2月22日付け環管第504号で諮問のあった件については、下記のとおり答申します。

記

第9次水質総量削減に係る総量削減計画については、別紙のとおりとすることが適当である。

また、第9次水質総量削減に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る水質の総量規制基準については、それぞれ、第8次水質総量削減に係る総量規制基準を維持することが適当である。